

県外の副業・兼業人材を活用される県内事業者に対し、当該副業・兼業人材に支払う移動費(交通費・宿泊費)を助成します。

鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金

補助対象者

以下の全ての要件を満たす鳥取県内の事業者

- ① 副業・兼業人材の活用にあたり、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けていること。
- ② 副業・兼業人材を活用する業務が、当該人材の知見やノウハウ等を活用するものであること。
- ③ 補助事業の実施に際して、他の補助金、助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。

※「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

補助対象経費

補助対象者が負担する兼業・副業人材の移動に要する以下の費用。

- ① 交通費
鉄道賃、船賃、航空賃及びバス料金の実費
- ② 宿泊費
宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに消費税及び入湯税。
(上限額 6,000円/泊)

※1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、宿泊されても補助金の対象となりません。

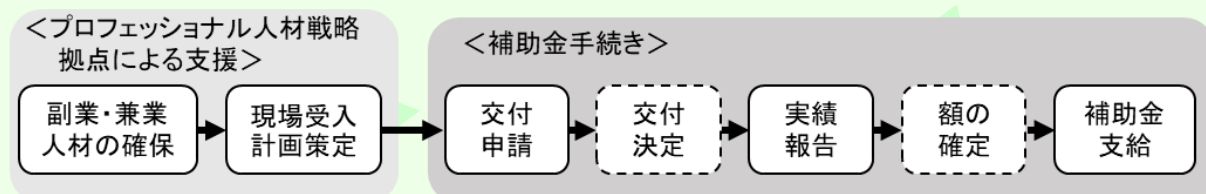
補助率及び補助上限額

交付申請の単位は兼業・副業人材1名ごとの受入計画とし、年度ごとに申請を行うものとする。

【補助率】 2分の1

【補助上限】 年 10万円/社

補助金申請手続き



交付申請期限: 副業・兼業人材が県内で業務に従事する日の14日前まで(最終申請期限: 2月末)
実績報告期限: 業務終了日から14日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日まで

補助金交付要綱・申請様式等

鳥取県公式HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/292640.htm>)から入手できます。

鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金

検索



経営戦略立案や経営課題の解決等に、副業・兼業人材の活用を御検討ください!

問合せ先

◆助成制度に関すること
鳥取県立鳥取ハローワーク
電話:0857-51-0501
FAX:0857-51-0502

◆副業兼業人材活用に関すること
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点
電話:0857-30-6720
FAX:0857-30-6725